

DNA型照会業務の業務・システムの見直し方針

2006年(平成18年)11月6日
警 察 庁

警察庁は、「業務・システム最適化指針」(2006年(平成18年)3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)の趣旨を踏まえ、DNA型照会業務の業務・システムの見直し方針を定め、同方針に沿って必要な見直しを行うことにより、最適化に取り組むこととする。

第1 対象範囲

この方針が対象とするDNA型照会業務の業務・システムは、被疑者及び変死者等の身体から採取された資料や犯罪現場その他の場所に被疑者が遺留したと認められる資料のDNA型等に係る記録(以下「DNA型記録」という。)の登録、照会等に係る業務及びこれらの業務を処理するDNA型記録検索システムとする。

第2 最適化の基本理念

DNA型照会業務の業務・システムは、DNA型記録を警察庁において一元的に管理(変死者等の身体から採取された資料に係るDNA型記録は、照会にのみ使用し、登録しない。)し、都道府県警察からの当該記録に係る照会に対して回答することで、犯罪捜査に資する情報を提供することを目的としており、第一線からは、捜査方針の確定等のため、より迅速な回答が要求されている。

また、DNA型という高い個人識別能力を持つ個人情報を取り扱っていることから、システムの安全性・信頼性を確保することが求められている。

以上のことから、DNA型照会業務の業務・システムの最適化に当たっては、DNA型記録の登録及び照会の迅速化・効率化、システムの安全性・信頼性の向上を図ることを基本理念とする。

第3 現状及び課題等

1 業務・システムの現状

DNA型記録検索システムにおける被疑者DNA型記録等のデータベースは、警察庁に設置されたスタンドアロン型のコンピュータ上に記録・保管されている。警察文書伝送システムを通じて都道府県警察から照会されたDNA型記録は、警察庁に設置されたスタンドアロン型のコンピュータに登録され、検索される。照会結果は警察電話で都道府県警察に通知されるとともに、必要に応じて、該当したDNA型記録が警察文書伝送システムを通じて送付される。

2 業務・システムの課題等

(1) 都道府県警察との連携

警察庁に設置されたDNA型記録検索システムの被疑者DNA型記録等のデータベースは、スタンドアロン型のコンピュータであるため、都道府県警察から直接登録、検索ができないだけでなく、照会結果も警察電話又は警察文書伝送システムを経由して行われるため、登録、照会、結果の送付までの一連の作業を警察庁職員が手動で行わなければならない状況にある。

(2) 他の業務・システムとの連携

死亡した被疑者に係るDNA型記録は、DNA型記録取扱規則（平成17年8月26日付け国家公安委員会規則第15号）に従い抹消しているが、現行の業務・システムでは、被疑者の死亡に係る情報を他の業務・システムから出力させた文書に基づき、警察庁職員が手動で処理している。

(3) 業務処理

DNA型記録の登録状況及び各種照会状況に係る日報、月報、半年報、年報の作成等に係る業務処理が自動化されていないため、警察庁職員がその都度、出力期間等の条件を手動で設定し、作成している。

(4) 登録及び照会件数の増加

犯罪捜査におけるDNA型鑑定件数は、DNA型鑑定が導入されて以降、一貫して増加してきている。これに伴い、DNA型記録の登録及び照会件数も増加し続けており、このまま推移するとデータベースの処理能力が十分でなくなり、照会の回答に要する時間が増加することとなる。

第4 見直し方針

1 システムのオンライン化

警察庁と都道府県警察との間をオンライン化し、登録、照会、結果の受信に要する時間を短縮することで、業務の迅速化・効率化を図る。

2 業務処理の見直し

他の業務・システムとの連携による死亡被疑者に係るDNA型記録の自動抹消、DNA型記録の登録状況及び各種照会状況に係る日報、月報、半年報、年報の作成等に係る業務処理を自動化することにより業務の効率化を図る。

3 処理能力の強化

システム整備に当たっては、今後の登録数の増加に柔軟に対応できるように、処理能力の強化について検討する。

4 情報セキュリティ対策

DNA型に関する情報が漏えいした場合には、社会に与える影響が大きいことから、不正アクセス等を未然に防止するため、「警察情報セキュリティに関する訓令」(平成15年3月31日付け警察庁訓令第3号)に基づき適切な対策を講じ

る。

5 警察総合捜査情報システムとの統合

上記1～4の実現に当たっては、関連する「警察総合捜査情報システムの最適化計画」の対象範囲にDNA型照会業務を追加し、警察総合捜査情報システムとの統合を図る。

第5 最適化計画の策定

この見直し方針、その他警察庁で定めている方針等を踏まえ、「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」に沿って、警察庁は、2007年（平成19年）1月までに警察総合捜査情報システムの業務・システムの最適化計画を策定する。